

交通安全スローガン

ゆずりあう あなたの気持ちで 事故減らす

夏の

交通安全 県民運動

令和8年

7月13日月 22日水



運動の重点

- ☀️ こども、高齢者及び障がい者の安全確保と思いやり運転の実践
- ☀️ 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ☀️ 飲酒運転の根絶

7月15日(水)「交通安全にみんなで参加する日」及び「交通マナーアップ強化日」

主唱：鳥取県交通対策協議会



夏の交通安全県民運動 実施要綱



目的

夏は、レジャーや帰省等による交通量の増加及び暑さによる疲労や集中力・判断力等の低下から、重大な交通事故の発生が懸念される。
また、年間を通じて多発する高齢者の交通事故防止及び飲酒運転根絶に向け、夏休み前のこの時期をとらえ、県民の皆さんに対し交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図る。

重点

- ①こども、高齢者及び障がい者の安全確保と思いやり運転の実践
- ②自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ③飲酒運転の根絶

期間

令和8年7月13日(月)～7月22日(水)

『交通安全にみんなで参加する日』
『交通マナーアップ強化日』

7月15日(水)

スローガン

ゆずりあう あなたの気持ち が 事故減らす

1 こども、高齢者及び障がい者の安全確保と思いやり運転の実践

運転者は

- ・横断歩道は、歩行者優先です。運転者は歩行者等がないことが明かな場合を除き、横断歩道手前での徐行義務や停止義務を守りましょう。
- ・生活道路や通学路では、人や自転車が飛び出してくるかもしれないと危険を予測する「かもしれない運転」を心がけましょう。
- ・こどもの飛び出し、高齢者及び障がい者の道路横断にも対応できる安全な速度での思いやり運転を実践しましょう。
- ・自動車が自転車を追い越す際は、十分な側方間隔を確保し、間隔がとれない場合は、安全な速度まで減速しましょう。

危険を予測して
事故防止！



歩行者は

- ・近くに横断歩道があるときは必ず横断歩道を利用し、信号を守りましょう。信号が青に変わってもすぐに渡り始めず、安全を確認してから横断を始めましょう。
- ・横断する時は、手を上げるなど運転者に横断する意思を示し、車が確実に停止してから横断を始め、横断中も周囲の安全を確認しましょう。

職場・地域・関係機関は

(※)「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などが無い道路のことをいいます

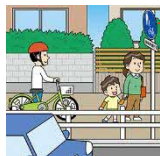
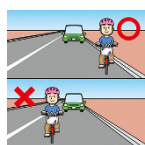
- ・令和8年9月1日から、生活道路(※)における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。歩行者の安全を確保するため、「生活道路は人が優先」という意識が浸透するように交通安全教育の推進を図りましょう。

2 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車等利用者は

※「自転車等」とは、特定小型原動機付自転車を含まず

- 交通事故による頭部への被害を軽減するため、ヘルメットを正しく着用しましょう。
- 「ながらスマホ」は、周囲の車や歩行者に対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながる極めて危険な行為です。絶対にやめましょう。
- 自転車は車両の仲間です。原則、車道の左側を通行しましょう。
- 例外的に歩道を走行する際、歩道は歩行者が優先です。歩道の車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、一時停止をして歩行者に進路を譲りましょう。



普通自転車歩道通行可の標識

普通自転車は、次の場合には歩道を通行できます

- 標識や標示により歩道を通行できるとされているとき
- 13歳未満、70歳以上の方または身体の不自由な方が普通自転車を運転するとき
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が非常に多いなど、車道を安全に通行することができないとき

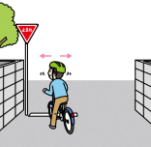
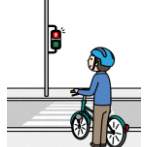
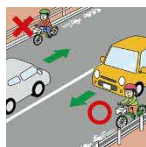
家庭・地域・学校は

- 自転車は、車やバイクと同じ「車両」の一種です。自転車の正しい通行方法、危険な走行や迷惑行為などについて話し合しましょう。
- すべての自転車等利用者に対し、ヘルメット着用の必要性と被害軽減効果の理解の促進を図りヘルメット着用を推進するとともに、保護者や周りの大人はこどもの手本となるよう交通ルールを守りましょう。
- 自転車の点検整備の励行及び自転車損害賠償保険等への加入促進を図りましょう。
- 学校、地域の交通ボランティア、保護者等が一体となり、通勤・通学時間帯の街頭指導を強化し、交通ルールの遵守と自転車利用者のマナーアップを呼びかけましょう。

関係機関・団体・職場は

- 自転車の交通違反に係る交通反則通告制度（いわゆる青切符）の運用に伴う、制度の周知及び交通ルール遵守とマナーの向上についての広報啓発を推進しましょう。
- 事業者は従業員に対して研修等を通じて、自転車利用時の歩行者への配慮、反射材の効果、自転車損害賠償保険等の加入を呼び掛けるなど、交通安全意識を高めましょう。

※ 『自転車安全利用五則』



1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2. 交差点では信号と一時停止を
守って、安全確認



3.夜間はライトを点灯

4.飲酒運転は禁止

5.ヘルメットを着用

夏場の運転、ココに注意！



猛暑の中での運転は、疲労がたまりやすく、集中力、判断力が低下し、重大な交通事故につながりかねません。

- ☑ 体調管理を徹底し、熱中症や脱水に注意しましょう
- ☑ 眠気や疲れを感じる前に、早めに休憩をとしましょう
- ☑ 運転前の日常点検を実施し、タイヤのパンクやバースト、エンジントラブルなどに備えましょう

3 飲酒運転の根絶

運転者(自転車等利用者を含む)・周辺の人へ

- ・ 飲酒運転は極めて悪質で危険な犯罪です。一人一人が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意思を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。
- ・ 飲酒運転は、運転者だけでなく同乗者、酒類提供者、車両提供者も罪に問われることがあります。飲酒運転の車に同乗しない、飲酒したあとに運転をするおそれのある者に対して飲酒を勧めない、車両を提供しないを徹底しましょう。
- ・ 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。



家庭・地域・職場等は

- ・ 飲酒を伴う会合には車で行かない、また、車両を運転する人には絶対に酒類を勧めないなど、「飲酒運転をしない、させない」ように、お互いに声を掛け合ひましょう。
- ・ 飲酒運転の危険性、責任の重大性について繰り返し啓発し、規範意識の高揚を図りましょう。

関係機関・団体・酒類提供業者は

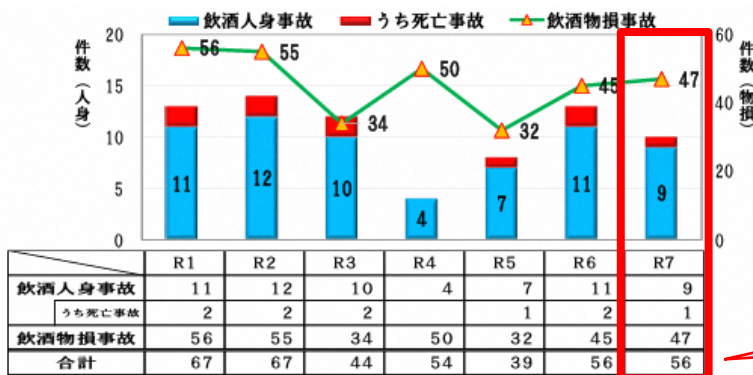
- ・ 店内に飲酒運転防止のポスターやチラシを掲示し、利用客に対して注意喚起を促すとともに、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動の普及促進を図りましょう。

ハンドルキーパー運動



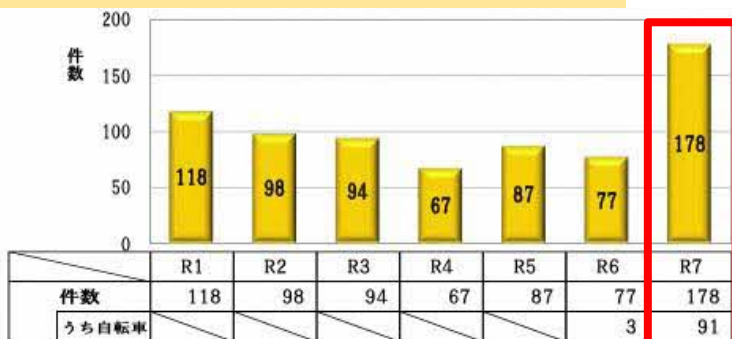
ハンドルキーパー運動とは、「グループが飲食店などに行き飲酒する場合、グループ内でお酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を自宅まで送り届ける。」という飲酒運転を防止するための運動です。

飲酒交通事故発生状況【R1~R7】(県警HPより)



飲酒を伴う交通事故総数は前年と同数の56件発生。

飲酒運転取締り状況【R1~R7】(県警HPより)



飲酒運転の検挙件数は178件と前年から101件増加(増加率131.2%)。自転車の検挙件数が全体の51.1%を占める。

■問い合わせ先■

鳥取県交通対策協議会 (鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課内)

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話(0857)26-7989 / ファクシミリ(0857)26-8171

※R6.11.1から自転車の酒気帯び運転等に罰則が整備された